

# 住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成28年4月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第1号

平成28年4月12日

東大阪市監査委員	柴田敏彦
同	牧直樹
同	西田和彦
同	鳥居善太郎

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第4項の規定に基づき住民監査請求（受付第1460号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。



## 第1 監査の請求

### 1 請求人

浅野耕世、徳畑勇、(略)、(略)、(略)、(略)、(略)

### 2 請求書の提出

平成28年2月15日

### 3 請求の要旨

#### 1 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業の入札に係る談合について

ア 東大阪市（以下「市」という。）が2015年5月13日に開札した「東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業」に係る入札は、談合が行われている疑惑が濃厚である。

よって、談合によって生じた損害について、各落札業者に、合わせて264,369,000円を請求し、損害を回復させるために必要な措置を講ずること。

イ 当該工事が、指名業者間において事前の入札価格調整を行った談合入札であった旨を、公正取引委員会に通知するのに必要な措置を講ずること。

ウ 市が小中学校耐震化事業のグループ発注を行った経緯について、①業者から働きかけはなかったか ②市職員に談合を誘発させる意図はなかったか などの調査を行うこと。

さらに、調査の過程の中で、市に損害を与える行為があれば、賠償請求権を行使すること。

市民に疑念をもたれない、入札の透明性、公平性を担保するため、業者への指導を徹底するとともに、「浜松市官製談合防止マニュアル」（2014年7月）のようなルール作りを行うなど、入札制度改善の措置を講じ、公金の不当な支出を防止すること。

#### (2) 贈収賄事件をめぐる市への損害請求について

小中学校耐震化工事をめぐって発生した贈収賄事件による市への損害は200万円を下回ることはない。市に与えた損害金を算定し、(株)キーマン及び福田容疑者に請求するなど、損害を回復させるために必要な措置を講ずること。

#### (3) 地中熱換気システムをめぐる損害請求と公金支出差し止めについて

ア 野田市長、福田容疑者、(株)キーマンに対し、中学校体育館換気システムに関する損害金24,465,000円を請求し、損害を回復させること。

イ 「新障がい児者支援拠点施設」に導入しようとしている同換気システムへの公金の支出

を差し止めるなど、必要な措置を講ずること。

## 2 請求の具体的な内容

### (1) 東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業に係る談合について

#### ア 談合による損害賠償請求について

市は2015年5月13日、「東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業」の開札を行ったが、2つの事実から談合が行われている疑惑が濃厚である。

- ① 入札参加業者のすべてが、落札したものについては落札率が95%以下で、落札できなかった他の事業では落札率95%以上で入札をしている。
- ② 入札に参加した業者すべてが一つ以上は工事を落札するという、受注の振り分けが行われている。

これは、2007年に発覚した「名古屋地下鉄談合事件」等のいわゆる「95%ルール」そのものである。

開札後、市は落札業者の決定をいったん保留し、調査を行ったが、業者の聴き取りが中心の不十分なものだった。

例えば、複数の事業の入札に参加した業者が、本当にすべての工事を施工できる体制や能力を保持していたのかなど、当然、実施すべき調査を怠り、当初の入札結果のとおり、落札業者が決定されたが、これらは談合が行われていなければありえない結果であり、この入札は無効である。

こうした無効な契約に基づく公金の支出及び公金の支出後に損害賠償請求の行使を怠ることは、違法である。

適正な価格競争が行われ入札されれば、落札率は90%を上回ることはない。談合によって生じた損害金は、10件の予定価格90%と落札額との差額合計264,369,000円である。

#### イ 請求の要旨のとおり、談合入札があった旨を公正取引委員会に通知すること。

#### ウ 談合入札への市の関与について

2015年度の学校耐震化工事の入札では、学校ごとではなく、9つのグループに分けて発注し、すべてが5億円以上の予定価格になるよう調整されている。

市の「格付基準表」によれば、1件の工事高が5億円を超える建築事業の入札は、「Aランク」に格付されている10者しか参加することができず、発注の段階で業者の絞り込みが行われている。

個々の学校ごとに工事を発注すれば、ランク別建設業者リストで明らかなように、「Cランク」以上の業者（32 者）が入札に参加できることになり、価格の競争性や入札の公平性も高まることが期待される。

業者を絞り込むほど、談合は容易になるものであり、グループ発注の方式は、不正を誘発するものであり、極めて不適切なものであるといわざるを得ない。

よって、市は第三者による調査委員会を設置するなどして、当該入札の経過をあらためて精査し、請求の要旨に示した措置を講ずることを求める。

## (2) 贈収賄事件をめぐる市への損害請求について

2015 年 11 月 3 日、市発注の学校耐震補強工事で便宜を図った見返りに業者側から賄賂を受け取ったとして、収賄容疑で同市建築部の福田政策推進担当官（当時）が逮捕された。また贈賄容疑で同市荒本新町の土木建築会社（株）キーマン社長の片山実容疑者が逮捕された。

今回の事件は、市の公共事業に対する市民の信頼を失わせるとともに、賄賂の原資は市民の貴重な税金であり、徹底した原因究明と再発防止が求められる。

新聞報道によれば、「福田容疑者の逮捕容疑は、建築営繕室長だった平成 25 年度、市が発注した小中学校の耐震化事業で、(株)キーマンが下請業者として参加できるよう便宜を図るなどした見返りに、片山容疑者から平成 26 年春、現金 200 万円を受け取ったとしている。」「府警などによると、同社は騒音を軽減してコストを削減する『デザインフィット工法』と呼ばれる特別な耐震工法を手がける市内唯一の専門業者。福田容疑者は、複数の耐震化工事で同工法を採用するよう部下に指示し、採用方針が決まると(株)キーマンから下請工事の見積額などを提示させていた。また、同工法を採用した工事の入札で、市は参加希望業者に対し、同工法を手がける市内外の業者一覧表を配布。一覧表の最上部には常に唯一の市内業者である同社の名前が記載され、下請参入が有利な状況だったという。」

贈賄側の(株)キーマンは、福田容疑者が建築営繕室長に就いて以降、市の公共事業の受注額を急拡大させ、2012 年度から 2014 年度で 60 倍超の約 9 億円になった。

この過程で、福田容疑者が現金 200 万円を受け取っており、違法に得られた公共事業の利益がその原資であることは明らかである。

地方自治法第 138 条の 2、地方財政法第 4 条第 1 項に鑑みれば、今回の贈収賄による市の損害は 200 万円を下回ることはないので、請求の要旨のとおり措置を求める。

## (3) 地中熱換気システムをめぐる損害請求と公金支出差し止めについて

ア 市立盾津東中学校体育館への地中熱換気システム導入について

市立盾津東中学校（以下「盾津東中学校」という。）体育館の空調設備についての報道を受け、野田市長は、2013年5月21日に大阪選挙区選出の参議院議員の秘書と（株）キーマンの社長が市長室を訪れ、「地中熱換気システム」の紹介を受けたことを議会で認めた。

また、野田市長は5月31日、市役所内で開かれた「平成24年度政策実績報告会」において、教育委員会に対し、「学校の暑さ対策について、地下熱というものも効果が高いと聞いている。コストの問題もあるが、そうした新しい手法についても検討をして、暑さ対策に取り組むよう求めておく。」と指示している。

その後、教育委員会は、市長指示に基づき、建築営繕室に具体化を相談。その対応をしたのが福田容疑者で、（株）キーマンの「地中熱換気システム」が導入されるよう事業の設計が行われた。

結果、2013年第3回市議会定例会に「中学校体育館の熱中症対策設備整備事業（地中熱を活用した換気設備設置）」として予算が上程、可決され、盾津東中学校体育館に同換気システムが導入された。

その後、2014年7月23日に（株）キーマンの社長が野田市長に対し、事業終了の訪問を行った。

同換気システムは、（株）キーマンの社長が野田市長に直接要請してから3か月たらずで、盾津東中学校体育館への導入が事業決定されている。これらの経過をみれば、野田市長や福田容疑者の口ききによって、贈賄企業に便宜をもたらすため決定されたものといわざるを得ず、このシステムの導入自体が不必要なものであったことは明らかである。

地方自治法第138条の2並びに第2条第14項、地方財政法第4条第1項に鑑みれば、盾津東中学校体育館換気システムに対する公金の支出は違法又は不当なものである。

なお、盾津東中学校体育館への換気システムの公金の支出については、支出後、1年以上経過をしているが、以下のとおり「正当な理由」があり、監査を請求するものとする。

- ① （株）キーマンから野田市長への要請や、福田容疑者への贈賄等は秘密裏に行われていたものであり、2015年11月4日の産経新聞記事で初めて、その不当性が明らかになったものである。
- ② 福田容疑者は、（株）キーマンは直接、入札に参加していないにもかかわらず、落札業者が工事の施工段階において、必ず（株）キーマンを使わなければならないような仕組みを巧みに構築していた。よって、議会に上程された議案や議会資料、決算の証憑書類において、（株）キーマンの名前は出てきておらず、相当の注意力をもって調査をしたとしても、

その不当性を知ることはできなかった。

- ③ 請求人らがこの不当の行為を知り得ることができたのは、2015年11月4日であり、「相当の期間内」に監査請求を行っている。

イ 新障がい児者支援拠点施設への地中熱換気システム導入について

盾津東中学校体育館への地中熱換気システム導入と同時期、福祉部が建設を計画していた「新障がい児者支援拠点施設」の職員室（約100㎡）に、福田容疑者がこのシステムを導入するよう設計・起工していたことも明らかになっているが、同換気システムは換気装置のため、通常の空調設備との2重投資となり、わざわざ導入しなければならない理由はない。

さらに、「新障がい児者支援拠点施設」に導入されようとしている同換気システムについても、違法又は不当な財務上の支出であるから、市長はこれらの支出を停止する措置をとる義務がある。

- (4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることについて  
本件監査請求は、監査対象量の多さに加え、短期間に本件監査を行うには豊富な監査実務の経験が必要なことから、本件は地方自治法第252条の43第1項の規定により、外部監査人による個別外部監査により監査を行うよう併せて請求する。

事実証明書一覧

- ① 東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業に係る入札結果（建築）
- ② 開札結果のまとめ
- ③ 損害金計算表
- ④ 格付基準表
- ⑤ ランク別建設業者リスト
- ⑥ ⑨ 新聞記事「東大阪市幹部 収賄で逮捕」（産経新聞 平成27年11月4日）
- ⑦（参考）メーカー一覧表（玉川小学校）
- ⑧ 新聞記事「室長就任 受注急増か」（朝日新聞 平成27年11月4日）
- ⑩ [平成27年11月第4回市議会定例会－12月3日-03号]
- ⑪ 平成24年度政策実績報告会会議録
- ⑫ 新規・拡充事業の概要 平成25年第3回市議会定例会文教委員会
- ⑬ 「市立盾津東中学校屋内運動場地中熱活用システム整備機械設備工事」の入札結果表

⑭ [平成 27 年 11 月第 4 回市議会定例会－12 月 3 日-03 号]

⑮新聞記事「『車で金受け取った』特定業者の工法推奨」（朝日新聞 平成 27 年 11 月 24 日）

## 第 2 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成 28 年 2 月 18 日付けでこれを受理した。

## 第 3 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

本件請求は、個別外部監査契約に基づく監査によらず、監査委員による監査の実施が相当と判断する。

理由は、以下のとおりである。

住民監査請求における監査対象は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により「普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は普通地方公共団体の職員について、違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実である。具体的には、①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担がこれに該当する。なお、これらの行為がなされることが、相当の確実さをもって予想される場合も含まれるものである。また、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、①公金の賦課又は徴収を怠る事実、②財産の管理を怠る事実 が該当する。」（逐条地方自治法 第 8 次改訂版（松本英昭著）1013 頁）とされている。

したがって、監査委員は、本件請求について、「違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実」にあたるか、否かを、公平、公正かつ不偏な立場で判断すべきことを求められているものと解している。また、監査委員の行う監査については、独立性が厳しく求められており、請求人が陳述の際に述べた「意図的に結論を変えられてしまう。」という主張は全く当たらない。

本件請求の違法性等についての判断を行うにあたっては、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とするような特段の理由もなく、現監査委員の通常監査知識の範囲内で十分対応可能である。さらには、監査対象部局も 4 部と限定されており、請求人が主張するが如き監査対象量は認められず、法第 242 条第 5 項で定める期間内で十分監査を成し得ることから、監査委員による監査が相当であると判断した。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求により監査を求められた項目については、次の事項を監査対象とした。

(1) 東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業の入札に係る談合について

ア 談合が行われていたか、否か。

イ 職員において談合に関与していたのか、否か。

平成27年度の小中学校耐震化工事の入札で、グループ発注を行った経緯について、業者からの働きかけはなかったのか。また、職員において談合を誘発させる意図はなかったのか。

ウ 市に、264,369,000円の損害賠償請求権があるか、否か。

エ 市は、請求人が主張する談合防止に係る次の措置を講ずる必要があるか、否か。

・談合入札であった旨を公正取引委員会に通知すること。

・「浜松市官製談合防止マニュアル（2014年7月）」のようなルール作りを行うこと。

・市は、第三者機関を設置するなどして、当該入札の経過を改めて精査すること。

(2) 贈収賄事件をめぐる市への損害請求について

小中学校耐震化事業をめぐる発生した贈収賄事件により、市は、200万円を下回らない金額の損害を被っており、市は（株）キーマン及び福田元建築営繕室長に対し損害賠償の請求を行うべきであるところ、これを行っていないので、財産の管理を怠る事実があるか、否か。

(3) 地中熱換気システムをめぐる損害請求と公金支出差し止めについて

ア 盾津東中学校体育館に設置した、地中熱活用による換気システム（以下「地中熱換気システム」という。）の整備費用24,465,000円を支出したことは、違法又は不当な公金の支出にあたるか、否か。また、財産の管理を怠る事実があるか、否か。

イ 市が整備を進めている新障害児者支援拠点施設に導入されようとしている地中熱換気システムの整備に係る経費については違法又は不当な経費の支出にあたるか、否か。また、これに係る公金支出の差し止めを行うべきか、否か。

### 2 監査対象部局

(1) 財務部調度課（以下「調度課」という。）

(2) 福祉部障害者支援室（以下「障害者支援室」という。）

(3) 建設局建築部建築営繕室（以下「建築営繕室」という。）

(4) 教育委員会事務局教育総務部施設整備課（以下「施設整備課」という。）

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、本件請求人に対して平成 28 年 2 月 25 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人より以下のとおり陳述が行われたが、新たな証拠の提出はなかった。

<陳述要旨>（請求人の陳述内容を要録している。）

#### (1) 東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業の入札に係る談合について

談合の手法として 95%ルールというものがある。これは、あらかじめ決めておいた落札業者が、入札率 95%以下で応札すると、それ以外の業者は 95%以上で応札するという談合の手法である。95%ルールのポイントは、95%以上か以下かということが基準で、容易に談合ができるという仕組みになっているということである。実際、市でも落札金額が 95%以上を超えれば調査の対象となることから、今回の入札についてはその対象にならないようにお互いの業者が調整を行ったといわざるを得ない。この監査において、業者、職員、関係者に丹念な聞き込みや調査を行う、他の事例研究を進めるということができれば実態を明らかにすることができると考えている。

また、実際に入札に参加した業者が、複数の入札に参加しているということもある。10 件の工事の内 3 件に参加しているが、落札した時に本当にその 3 件の工事を施工する能力が当時あったのかということ調べるだけでも入札に参加する意思があったのかを判断できると考えるので、今回の調査は書面の調査に終わるということではなく、様々な視点から具体的に調査を徹底していただきたい。

さらに、今回の入札額については、各事業を 5 億円以上で市が決定している。この行為は市が決定しているのであるから、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」第 2 条第 5 項第 4 号「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。」にあたり、市の決定は、特定の談合を幫助しているといわれても客観的には仕方がない。市の方が特定の業者を入札参加指名するということになっているのではないかと考えている。

(2) 贈収賄事件をめぐる市への損害請求について

この問題は、(株) キーマンが福田元建築営繕室長に渡した 200 万円の原資はどこにあるのかということにある。新聞報道等によると、福田元建築営繕室長が建築営繕室長に就任以降、(株) キーマンは受注額を急増させたとあり、明らかに贈収賄の効果によって利益を拡大させている。公共事業で得た利益の一部を環流させたということが、今回の事件の構図であったということは明らかである。不正に手に入れた公共事業のなかで、本当に不適切な工事がなかったのか、不当に高値なものはなかったのか、というような検証は今回の事件を通じては行われていない。

不法行為によって公共事業を受注しているわけであるから、その損害金というのは 200 万円にとどまらないということは明らかである。(株) キーマンが受注した公共事業の検証を行う中で、福田元建築営繕室長との関係、他に業者との接触がなかったのかを含めて調査をし、結論を出していただきたい。

(3) 地中熱換気システムをめぐる損害請求と公金支出差し止めについて

このシステムは、(株) キーマンから参議院議員を通じて市長に働きかけがあり、そのことは議会でも市長は認めている。市長への要請からわずか 3 か月足らずで議案として提案されたことは行政の手続きのうえでも極めて異例なことである。市としてもこのシステムが効率的で効果的かという検証が十分行われて提案されたのか、また、導入後に効果があったのかについても極めて疑問を持っている。このシステムが最少の経費で最大の効果をあげるのに真に必要なだったのかという点で徹底的に調査をしていただきたい。

また、新障害児者支援拠点施設へ導入されようとしていることについても、福祉部からは必要ではなかったのではないかということを経済局とのやり取りで行っていたことも仄聞している。福祉部からも導入した経緯について調べていただき、本当に必要なものなのかということを検証していただきたい。

(4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることについて

陳述を行う前に個別外部監査で行わない決定をしたということであるなら、その旨を事前に通知していただきたいということを要望する。

また、この事件には市長及び職員、国会議員の関与が明らかになってきている。そのような中で、監査委員を任命できるような権限を持っている方がおられることから、意図的に結論を変えられることはあってはならないので、当然に外部の監査に出すべきではなかったのかと考える。

## 4 監査対象部局及び関係人に対する調査及び事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象部局である調度課、障害者支援室、建築営繕室、施設整備課から関係資料の提出を受けるとともに、事情聴取を行った。

さらには、本件関係人として、東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業の入札において、2 件以上の工事に応札し、落札した案件がある業者（うち特定建設工事共同企業体は代表の業者）である 5 者に、また、平成 25 年度及び平成 26 年度当時障害者支援室の担当者であった元市職員に対しても事情聴取を行った。

内容については「第 5 監査の結果」のとおりである。

## 第 5 監査の結果

### 1 事実確認

監査対象事項について、監査対象部局より関係資料の提出を受けるとともに、本件関係人に対する事情聴取等により次のことを確認した。

#### (1) 東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業の入札に係る談合について

ア 東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業に係る入札実施要領

##### ①入札方法

制限付き一般競争入札（電子入札による）

##### ②参加資格

a 単体で入札に参加する者に必要な資格（申請書及び入札書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。）

(a) 平成 27・28 年度入札参加有資格者名簿に第 1 希望の工事種目「建築一般」で登録され、市内業者は平成 27 年度総合点（直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「通知書」という。）の総合評点（P）と発注者別評価点の合計）が 1,000 点以上の者、準市内業者は直近の通知書の総合評点（P）が 1,000 点以上の者であること。

(b) 平成 12 年度以降、建築工事において、元請として 1 件につき、市内業者は入札案件ごとに最大 6 億 6 千万円以上（税込み）、最小は 4 億 9 千万円以上（税込み）、準市内業者は入札案件ごとに最大 7 億 3 千万円以上（税込み）、最小は 5 億 5 千万円以上（税込み）の工事施工実績があること。元請施工実績とは、単独の請負である場合はその請負金額とし、共同企業体による請負である場合は、その請負金額に当該企業体における出資比率を乗じた額を実績額とみなす。また、元請施工実績は当初契約及び当初契約に係

る変更契約以外は認めない。

- (c) 官公庁発注の耐震補強工事において監理技術者として工事施工実績のある者を、監理技術者として配置でき、かつ各施工現場に1名ずつ、主任技術者相当の資格を持つ者を専任で配置できること。
- b 特定建設工事共同企業体を結成し代表者として入札に参加する者に必要な資格（申請書及び入札書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。）
  - (a) 平成27・28年度入札参加有資格者名簿に第1希望の工事種目「建築一般」で登録され、市内業者は平成27年度総合点（直近の通知書の総合評点（P）と発注者別評価点の合計）が1,000点以上の者、準市内業者は直近の通知書の総合評点（P）が1,000点以上の者、市外業者は1,300点以上1,600点未満の者であること。
  - (b) 平成12年度以降、建築工事において、元請として1件につき、最大5億1千万円以上（税込み）、最小は3億8千万円（税込み）以上の工事施工実績があること。元請施工実績とは、「a 単体で入札に参加する者に必要な資格」の（b）と同様である。
  - (c) 特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員に所属する者から、官公庁発注の耐震補強工事において監理技術者として工事施工実績のある者を、監理技術者として配置でき、かつ各施工現場に1名ずつ、主任技術者相当の資格を持つ者を専任で配置できること。
- c 特定建設工事共同企業体を結成し構成員として入札に参加する者に必要な資格（申請書及び入札書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。）
  - (a) 市内業者又は準市内業者で、平成27・28年度入札参加有資格者名簿に第1希望の工事種目「建築一般」で登録され、市内業者は平成27年度総合点（直近の通知書の総合評点（P）と発注者別評価点の合計）が740点以上の者、準市内業者は直近の通知書の総合評点（P）が740点以上の者であること。
  - (b) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、工事種目「建築」に係る許可を有しての営業年数が5年以上あること。
  - (c) 平成12年度以降、建築工事において、2社による特定建設工事共同企業体の構成員になろうとする場合は、元請として1件につき、最大2億円以上（税込み）、最小は1億6千万円（税込み）以上の工事施工実績があること。3社による特定建設工事共同企業体の構成員になろうとする場合は、元請として1件につき、1億円以上（税込み）の工事

施工実績があること。元請施工実績とは、「a 単体で入札に参加する者に必要な資格」の (b) と同様である。

③契約条項を示す場所及び日時

a 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号 調度課

b 日 時 平成27年4月15日 午前9時

④入札、開札の場所及び日時

a 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号 調度課

b 入札日時 平成27年5月8日から平成27年5月12日までの午前9時から午後5時までの間

c 開札日時 平成27年5月13日 午前10時

イ 調度課による入札参加業者への聴き取り調査

調度課に対する事情聴取によると、本件入札結果に不自然な印象を受けたことから、確認を行う必要があると判断し、開札日翌日の平成27年5月14日、全ての入札参加業者13者の担当者に不正行為の有無等について聴き取り調査を行った。調査の結果、不審な点は見受けられず、全13者から、同日付けで「入札にあたり談合等不正な行為を一切行っていない旨の誓約書」を受理している。

ウ 入札参加資格について

調度課に対する事情聴取によると、今回の入札の参加資格は、単体で入札に参加する業者として、市内業者では平成27年度の直近の通知書の総合評点と発注者別評価点の合計が1,000点以上の業者、準市内業者では直近の通知書の総合評点が1,000点以上の業者である。市外業者では、特定建設工事共同企業体を結成し代表者等として入札に参加する場合に限られるが、直近の通知書の総合評点が1,300点以上1,600点未満の者を入札参加対象としており、あわせて33者が対象となっていた。入札実施の前段で行った建設工事業者審査委員会においてもこのことを報告しているが、結果として応札者が10者に留まったものである。

また、当該入札は電子入札による制限付き一般競争入札であり、事前の入札説明会は実施していない。

エ 小中学校耐震化事業のグループ発注を行った経緯について

① 小中学校耐震化事業について

施設整備課に対する事情聴取によると、学校施設は、児童生徒などの学習・生活の場で

あるとともに、激しい地震や風水害のときの第一次避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進は本市のみならず、全国地方公共団体の喫緊の課題となっていた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以後、平成 22 年度末までとなっていた「地震防災対策特別措置法」による公立学校施設の耐震化事業についての国庫補助率のかさ上げ措置を、平成 27 年度末まで延長する法律改正が行われ、文部科学省では、平成 23 年 5 月 24 日に「施設整備基本方針」（正式名称：公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針）を改正し、公立学校施設の耐震化について、平成 27 年度末までのできるだけ早い時期に完了させるという目標が打ち出された。

本市教育委員会においても、平成 24 年度の公立学校施設整備計画において、「地震、津波等の災害に備えるための整備」を項目として掲げ、新たに小中学校耐震化事業年度計画を策定し、既に耐震診断が行われた小中学校の校舎のうち、耐震性が基準値を下回ると判断された校舎棟については、国庫補助率のかさ上げ期限である平成 27 年度末までに耐震化を完了させることとした。

なお、平成 24 年度以前、小中学校校舎の耐震化工事に係る設計事務等は、施設整備課において業務を行っていたが、平成 27 年度末までに市内すべての小中学校校舎の耐震化を完了させる必要があることから、平成 25 年度以後の業務は、建築営繕室内に耐震化特別チームを置き、集中的に事業推進が図られることとなった。

## ② グループ発注について

建築営繕室に対する事情聴取によると、小中学校校舎耐震化工事は、平成 24 年度から本格的な事業の推進が始まったが、初年度は学校ごとに個別の工事契約案件を入札し、施工業者の決定がされていた。

しかし、教育委員会が平成 24 年度に策定した公立学校施設整備計画により、耐震性が基準値を下回ると判断された 200 棟を超える学校校舎の耐震補強工事を平成 27 年度末までに完成する必要があった。このため、計画を確実に期限内に遂行するための合理的な発注の手法を検討した結果、平成 25 年度以降は、従来の単独校ごとによる工事発注方式ではなく、複数校を集約したいわゆる「グループ発注」により行われることとなった。

グループ発注のメリットとして、①複数校を集約した発注方法により、市からの業務指示が統一して現場に伝わりやすく、現場間で均一な品質管理が可能となり、さらには品質の向上も期待できる。②市職員の伝達業務が軽減され効率よく現場監理ができる。③工事

資料作成等の業務量・事務処理の低減につながり、現在の職員体制において、各人の業務時間の短縮が図れる。

このようにして、グループ発注は市の方針で行ってきたものであり、業者からの働きかけで行ったものではない。

#### オ デザインフィット工法について

デザインフィット工法協会のホームページによると、同工法は、材料技術と構造技術のコラボレーションにより、騒音の発生するアンカー工事を大幅に削減し、コスト削減と工期短縮を実現した環境配慮型の耐震補強工法で、コストの安い内付け型や、居ながら補強に対応する完全外付け型までラインアップしており、学校、共同住宅、病院、事務所等、あらゆる用途の建物に対応可能としている。比較的新しい工法ではあるが、日本建築総合試験所から「建築技術性能証明」を取得した工法であり、条件にもよるが、従来の工法に比し15%から30%程度施工費を節約できるといわれている工法である。

建築営繕室に対する事情聴取によると、耐震補強工事に係る工法については、在来工法（KTブレース）、デザインフィット工法、接着工法、ハイブリッド工法、鋼管コッター工法、ピタコラム工法など多種類の工法があるが、市における工法の決定については、外部の複数の業者に耐震補強計画策定業務を委託し、対象となる校舎の一棟ごとに現況に応じた最適な工法を提案させ、これに基づき市が決定している。

この結果、平成25年度における市の耐震補強工事実施校では、対象校14校、対象303構面のうち7校130構面、平成26年度においては、31校対象726構面のうち、11校318構面、平成27年度においては32校対象725構面のうち、10校211構面について、デザインフィット工法を採用したうえで、耐震補強工事を実施した。

なお、(株)キーマンはデザインフィット工法を扱う市内唯一のメーカーである。

#### カ 入札参加業者に対する事情聴取について

監査委員事務局職員が、平成28年3月に2件以上の工事に応札し、落札した案件がある業者5者を訪問し、関係人として事情聴取を行った。

その結果、いずれも会社独自で工事費用を積算したうえで見積りし、応札した結果、1件の工事の受注を得られたものである。応札した工事については、すべて受注の意欲があり、複数件の工事を施工するための人員体制や機器を確保できていたことや、応札した入札について、事前に業者間で価格を協議したことはなく、談合等不正な行為を行っていないこと、さらには、昨今の社会情勢では、談合を行うことは多大のリスクを伴うことから、

敢えて企業存続を脅かすような行為をすることは決してないということであった。

## (2) 贈収賄事件をめぐる市への損害請求について

### ア 贈収賄事件の判決公判について

平成 28 年 3 月 10 日に、大阪地方裁判所で市発注の小中学校耐震化工事の贈収賄事件の判決公判が行われた。収賄罪で起訴された元建築営繕室長の福田被告人に対して、懲役 2 年、執行猶予 4 年、200 万円を追徴する判決が、贈賄罪で起訴された(株)キーマンの片山被告人に対しては、懲役 1 年、執行猶予 3 年の判決が言い渡された。判決では、福田被告人は、(株)キーマンが市の小中学校耐震補強工事の下請工事に関与できるよう便宜を図った謝礼として、また今後も同様の取り計らいを行う対価であることを知りながら、現金 200 万円の供与を受けたとされた。

### イ 市のコンプライアンス推進対策について

市では、平成 27 年 9 月から同年 12 月にかけての約 3 か月の間に、本件収賄事件を含めてそれぞれ別の事件により市職員 3 名が逮捕されるという事件が起こった。市として、二度とこうした不祥事を起こさないために、各事案発生の原因分析と再発防止策の検討を図り、もって市民の信頼を回復し、適切なサービスを公正・公平にかつ丁寧に提供する市役所へと変革するため、平成 27 年 12 月 4 日に東大阪市コンプライアンス推進委員会を立ち上げた。当該事件において、問題となったメーカーリストについては、入札予定業者の手間を省略する目的により配布してきたものであるが、これの廃止を決定するほか、事業者等との応接改善策などがまとめられた。また、平成 27 年 12 月 7 日には課長職以上、平成 28 年 2 月 4 日には部長職以上の職員を対象にした研修を実施するとともに、同年 3 月 31 日「東大阪市コンプライアンス指針」を策定し、市民からの信頼確保のための考え方や今後の取組等が示された。

## (3) 地中熱換気システムをめぐる損害請求と公金支出差し止めについて

### ア 地中熱換気システム（ジオパワーシステム）について

メーカーのホームページ等によると、地中熱換気システム（ジオパワーシステム）は外気に影響されず一年中温度の安定している地中熱を循環させる換気システムである。夏は暑くて湿った空気を地中熱で冷やし、冬は冷たい空気を温める、さらに、自然の原理を上手く利用した空気浄化や調湿効果が働くことで、「キレイでおいしい空気」が室内を満たす

うえに、自然エネルギーを利用することにより、環境にやさしく、ランニングコストの面においても優れているとしている。平成16年度には、地球温暖化対策を推進する取組の一環として、地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞している。なお、(株)キーマンはジオパワーシステムを扱うことのできる市内唯一の代理店であった。

#### イ 盾津東中学校体育館への導入について

施設整備課に対する事情聴取によると、盾津東中学校体育館における地中熱換気システムの導入は、教育委員会が、平成25年5月31日の平成24年度政策実績報告会における市長コメントを受けて、当時の福田元建築営繕室長に相談したものである。

学校施設における暑さ対策は教育委員会において重要な課題であり、平成25年6月の縄手北小学校体育館における児童の熱中症による事故をうけ、体育館における熱中症対策が課題の一つとされていた背景もあり、同年8月2日に建設局職員も同行の下、地中熱換気システムを導入している富田林市の診療施設への視察を行い、初期導入費用は高額であるものの、ランニングコストが安価であり、一定の効果があることを確認した。

また、平成25年1月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」により、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分される地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）が創設され、市にも14億円の配分が見込まれた。市ではこの地域の元気臨時交付金対象事業の選定を進めていたことから、施設整備課は当該事業を提案したものである。

なお、設置場所については、夏休み期間に体育館での部活動が活発で、また、体育館内での熱中症の発生件数が多い中学校とし、導入効果の検証実験のモデル校として、盾津東中学校を選定した。

当該事業は、平成25年第3回市議会定例会の補正予算案として上程され、可決されたものである。

予算案可決後は、平成26年1月8日に甲社と契約、翌日1月9日から工事が行われ、同年3月28日に引渡を受けた。そして、平成26年4月15日に、すでに同年2月28日に前払金として支払った9,700,000円を除いた残金14,765,000円を支払った。

施設整備課のその後の検証によると、平成27年8月の盾津東中学校体育館1階の平均温度31.6度は外気温度29.8度に比べて1.8度高いというデータであった。一般的には、真夏の体育館では、外気温度に比べて4度から5度ほど高くなるとされているので、1.8度の温度差に抑えられていることについては、一定の効果は得られたと判断している。なお、

現場の教員からは、体育館に入って涼しいとは感じないが、体育館内におけるミーティングの際には、吹出口の周りに生徒を集めて指導をしているほか、吹出口から排出される冷気は、一時のクールダウンには十分であるとの意見を聞いている。

#### ウ 新障害児者支援拠点施設への導入について

障害者支援室に対する事情聴取によると、新障害児者支援拠点施設は、昭和 55 年に建設された現在の東大阪市療育センター（高井田中 1-5-16）の老朽化、狭隘化に伴い、通園する障害児の定員の増加や診療機能の充実を図り、市立高井田障害者センター（高井田元町 1-2-13 総合福祉センター内）の機能も合わせて障害児から成人までのライフステージに応じた一貫した支援を行う拠点施設として、菱江 5 丁目において新たに整備する施設である。平成 25 年 3 月に策定された基本設計では、相談支援、通園、医療、リハビリテーション、就労支援、文化交流、発達障害支援、生活支援、管理機能の 9 つの機能をもつ施設として整備し、平成 25 年度に実施設計を終え、平成 26 年 10 月には建設工事を開始のうえ、平成 28 年 4 月の開設を目指していた。

平成 26 年 10 月 14 日に工事請負契約が交わされたものの、施設の工事手法等による地域住民との調整が難航し、契約から半年後の平成 27 年 3 月 16 日に既存建物の解体工事、同年 6 月に新築工事が着手されるに至った。このため、施設の開設予定は平成 28 年 4 月から、平成 29 年 4 月へとずれ込んだ。

新障害児者支援拠点施設に係る空調設備等機械工事（「(仮称) 東大阪市新障害児者支援拠点施設新築機械設備工事」）は、平成 26 年 8 月 5 日の入札を経て、同年 10 月 14 日に市と工事施工業者間で契約が締結されており、当該工事の中に「地中熱換気システム」の整備が含まれている。障害者支援室としては、障害児者の利用に供する新たな施設として、検討すべき要素が山積していたことから、空調設備に関してはほとんど意識することがなかった。

また、関係人として元市職員に対して行った事情聴取によると、平成 24 年度政策実績報告会実施後の平成 25 年 6 月から 7 月頃に、環境部長から地球環境に配慮した地中熱換気システムを新障害児者支援拠点施設に導入できないかとの相談を受けた。地中熱換気システムの費用対効果の検証の必要性は感じたが、合理性や利益を優先する民間施設とは異なり、市の施設としての使命を勘案すると、環境にも配慮したシンボリックな設備も必要であることは認識していた。その後、平成 26 年 6 月に建築営繕室から新障害児者支援拠点施設的设计書を受けとった。その際には、当時の命題であった 40 億円という全体工事費用枠に収

めることができるか、否かに意識が集中しており、あわせて、すでに実施設計完了期日としていた平成 26 年 3 月を大きく経過しており、すぐに本件を市議会に議案として上程するために、膨大な量の設計資料を短期間で精査する作業に忙殺されていたことから、地中熱換気システムが採用されていることに気づかなかった。

なお、建築営繕室に対する事情聴取によると、新障害児者支援拠点施設における地中熱換気システムの導入経過については、実施設計を行っていた平成 25 年度においては、盾津東中学校体育館での地中熱換気システムの整備工事が行われており、これらの時期が接近していたことに加えて、地中熱換気システムは省電力化や温室効果ガスの抑制に効果があることから、新障害児者支援拠点施設の一部に活用できないかと考え実施設計に盛り込んだ。また、地中熱換気システムの効果としては、イニシャルコストとして先行的な支出を伴うが、システム稼働後には、職員室のみでの比較ではあるが、空調のみの場合と比べ、電気代で年 16,000 円 (14%)、CO<sub>2</sub> では年 0.52 t (27%) の削減効果が期待できると分析していた。

## 2 判 断

### 結 論

「第 1 監査の請求 3 請求の要旨 1 請求の要旨」中、(3)アについては却下し、その余は、請求を棄却する。理由は、以下のとおりである。

#### (1) 東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業の入札に係る談合について

ア 談合が行われていたか、否か。

(ア) 本件において、談合を認めた業者や、談合メモ等の談合を直接裏付ける証拠はない。

一方、平成 27 年 5 月 13 日に開札が行われた 10 件の入札の結果を受けて、市は、開札の翌日に応札した全 13 者に対し当該入札について、不正・談合行為がなかったか聴き取り調査を実施したが、不正・談合行為を裏付ける事実は確認できなかった。あわせて、全者より談合等不正な行為を行っていない旨の誓約書の提出を求め、これを受理している。

また、本件監査にあたり、入札 10 件のうち重複して 2 件以上に応札を行い、落札した案件のある業者 5 者への事情聴取を行ったが、すべての業者から同様に「①各工事を積算したうえで見積もりし、応札した結果、1 件の工事の受注を得られたものであること。

②応札した工事については、すべて受注の意欲があり、また同時に複数件の工事を施工するための人員体制や機器を確保できていること。③応札した入札について、事前に業者間で価格を協議した事実はなく、談合等不正な行為を行っていないこと。④昨今の社会情勢では、談合を行うことは多大のリスクを伴うことから、敢えて企業存続を脅かすような行為をすることはないこと。」などの申述を得た。申述内容・態度に信用性を疑わせる事由は確認できなかった。なお、「同日公告案件の申請可能件数」について最大3件という制限が付されており、1社が3件応札することは市側でも想定されたことであった。

(イ) 当該入札は入札参加資格者が33者であること、電子入札によって行われたため、「入札説明会」は実施されず業者がインターネットを通じて応札するまで、入札参加予定者が一堂に会する機会はなかったことなどから、事前に共謀して価格を調整し不正な入札を行うことは容易な環境ではない。

(ウ) ところで、請求人は、①入札参加業者のすべてが、落札したものについては落札率が95%以下で、落札できなかった他の事業では落札率95%以上で入札をしていること、②入札に参加した業者すべてが一つ以上は工事を落札するという、受注の振り分けが行われていると指摘する。

このうち①について、10件の入札結果が①のとおりの結果であったとしても、このことから直ちに談合があったと結論付けられるわけではない。次に、②については、入札の参加資格を有する業者が33者あり、入札参加資格を有するものの中に入札を行っていない業者がおり、実際に入札を行った業者が一つ以上工事を落札したとしても、受注の振り分けがあったとは断定できない。

(エ) また、請求人は、「適正な価格競争が行われ入札されれば、落札率は90%を上回ることはない。」と主張する。

入札は予定価格と最低制限価格との間で応札額が決められるが、本件入札では予定価格も最低制限価格も事前に公開されていた。最低制限価格とは、当該契約の目的に適合した品質を確保するために定められた下限価格であり、グループ発注により入札が行われた平成25年度から平成27年度までの3年分の予定価格と最低制限価格との比較を行ったところ、最低制限価格は予定価格に対し、各年度とも概ね90%となっている。そうすると、入札は予定価格(100%)と最低制限価格(90%)との間で応札額が決められるので、結果として93%~95%で落札されることは特に不自然なことではない。むしろ、落札率が90%を下回るということは、全ての案件が最低制限価格付近で落札されるはずということ

であり、過去の事例からいっても適正な価格競争が行われた場合の当然の帰結とはいえない。平成 26 年第 2 回市議会定例会に上程された小中学校耐震化工事に係る 14 案件についてみても、最低制限価格で落札された 2 案件を除くと平均 93.7%で落札されている。

(オ) 以上のことから、耐震補強工事等に係る 10 件の入札に関しては、談合の事実があったと根拠付けることはできない。

イ 職員において談合に関与していたのか、否か。

(ア) 職員において談合に関与していたことを直接裏付ける証拠はない。

(イ) 請求人は、市が採用したグループ発注の方式は、1 件あたりの予定価格が 5 億円以上となり、発注の段階で業者の絞り込みが行われ、不正を誘発するものであると主張する。

建築営繕室に対する聴き取りの結果、市がグループ発注を導入した理由は以下のとおりである。すなわち、学校施設の耐震化事業は全国的に喫緊の課題であり、市においても国庫補助率のかさ上げ措置が終了する平成 27 年度末までに 200 棟以上の学校校舎の耐震補強工事を完了させる必要があった。そのため、平成 25 年度から平成 27 年度までの小中学校校舎耐震補強工事については、①複数校を集約した発注方法により、市からの業務指示が統一して現場に伝わりやすく、現場間で均一な品質管理及び品質の向上が期待できる。②市職員の伝達業務が軽減され効率よく現場監理ができる。③工事資料作成等の業務量・事務処理の低減につながり、現在の職員体制において、各人の業務時間の短縮が図ることができるという 3 点から合理的な手法と考えられるグループ発注を採用して行われることとなったと認められる。

以上の建築営繕室の説明がただちに不合理なものとはいえず、また「グループ発注」を採用した結果、平成 27 年度発注工事の予定価格が 1 件あたり 5 億円を超える高額な入札案件となったとしても、ただちに不合理なものとはいえない。

なお、グループ発注を行うことについて、業者から市への働きかけがあった事実は確認できていない。

(ウ) よって、グループ発注を採用したことをもって、職員において談合に関与していたと結論づけることはできない。

ウ 監査対象事項（本監査結果報告書 7 頁）「ウ 市に、264,369,000 円の損害賠償請求権があるか、否か。」「エ 市は、請求人が主張する談合防止に係る措置を講ずる必要があるか、

否か。」については、平成 27 年度に行われた耐震補強工事に関する 10 件の入札について、談合の事実が確認できないため、市の業者に対する損害賠償請求権があるとは認められず、また、損害賠償請求権があることを前提にした必要な措置は認められない。

## (2) 贈収賄事件をめぐる市への損害請求について

市発注の小中学校校舎耐震工事に関し、福田元建築営繕室長が（株）キーマン片山社長から 200 万円の賄賂を受けとり、福田元建築営繕室長が（株）キーマンに下請受注されるよう便宜を図ったことが平成 28 年 3 月 10 日の福田被告人及び片山被告人の刑事事件判決において認定されている。

しかし、本件贈収賄を原因として、市に、請求人がいうような 200 万円を下らない損害が発生したと認めるに足りる証拠はない。

小中学校校舎における耐震工法については、多種類ある工法の中から工事期間などの「施工性」や工事価格などの「経済性」など、複数の要素を総合的に勘案して決定している。

また、デザインフィット工法は比較的新しい耐震工法ではあるが、日本建築総合試験所から「建築技術性能証明」を取得した工法であり、条件にもよるが、従来の工法に比し 15%から 30%程度施工費を節約できるといわれている工法とされている。

デザインフィット工法を当該耐震工法の選択肢の一つとしたことは、平成 28 年 3 月 10 日の福田被告人及び片山被告人の刑事事件判決によると、福田元建築営繕室長が（株）キーマンに下請受注させるよう便宜を図ったことによるものである。しかしながら、工法決定プロセスにおいて外部の複数の業者に耐震補強計画策定業務を委託し、対象となる校舎の一棟ごとに現況に応じた最適な工法を提案させていることから、福田元建築営繕室長がすべての工法を独断で決定したと断定することには無理がある。

また、福田元建築営繕室長が立場を利用して、デザインフィット工法の採用を強引に誘導しようとしていたとしても、従来の工法に比べ予定価額が低く算定されることから、市に損害を与えたとはいえない。

なお、耐震補強計画書の耐震工法で製品名がデザインフィットの場合、市が提示していたメーカーリストには、（株）キーマンを含め 3 社の業者名が記載されており、（株）キーマンのみを指定していたわけではなく、また、下請業者を選定するのは元請業者であって、市が指定するものではないので、このことから市が損害を被っているとは断定できない。

今回の贈収賄事件は市の信用を大きく失墜させる行為であったことは、明白であるが、こ

のことに請求人が主張する「200万円を下回らない損害」とを直接関係づけることには、無理がある。

よって、市に、「財産の管理を怠る事実」があったとは認められない。

(3) 地中熱換気システムをめぐる損害賠償請求と公金支出差し止めについて

ア 盾津東中学校体育館への導入についての損害賠償請求の点について

住民監査請求に係る請求期間については、法第242条第2項において、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定しており、本件は同条項本文が適用され「却下」すべきものとする。

(ア) 1年の期間制限

請求人は、「中学校体育館換気システムに関する損害金24,465,000円を請求し、市の損害を回復させること。」と、市の「財産の管理を怠る事実」（法第242条第1項）を主張するが、「財産の管理を怠る事実」に監査請求期間1年の制限が適用されるか否かについて検討する。

「財産の管理を怠る事実」に係る監査請求期間1年の適用については、「財産の管理を怠る事実」であっても、「特定の財務会計上の行為が違法であり、当該行為が違法であることに基いて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実」（いわゆる「不真正怠る事実」）については、1年の期間制限が適用されると解される（最高裁第2小法廷昭和62年2月20日判決（民集41巻1号122頁））。

本件において、請求人は「中学校体育館換気システム」を導入する契約行為に基づく支出（財務会計上の行為）が違法不当であり、違法不当な契約に基づいて市に発生した損害賠償請求権の管理を怠ったと主張するものであり、上記「不真正怠る事実」に該当し、法第242条第2項に規定する1年の監査請求期間が該当するものと判断する。

そして、盾津東中学校体育館における地中熱換気システム整備に係る工事代金を支出したのは平成26年2月28日及び同年4月15日であり、請求項目に係る財務会計上の「行為があった日」から、住民監査請求日である平成28年2月15日まで約1年10か月と1年以上が経過している。

(イ) 正当な理由

請求人は、平成27年11月4日付けと同月24日付けの新聞報道によりはじめて不当な

行為があったことを知り得たのであり、法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正当な理由」があると主張する。

本件については、工事代金を平成 26 年 2 月 28 日及び同年 4 月 15 日に 2 回に分割して支払っている。また、地中熱換気システムは、平成 26 年度から盾津東中学校体育館において、使用を開始しており、その存在は秘匿されたものではなく、学校の保護者や生徒には広く周知されている。さらには、地中熱換気システムは環境に配慮した注目度の高いものであり、平成 26 年 8 月 28 日には産経新聞により「地中熱を活用し換気システム 電力消費やCO<sub>2</sub>排出抑制」と報じられている。

これらのことから、工事費用が最後に支出された平成 26 年 4 月 15 日、もしくは、遅くとも、盾津東中学校体育館での地中熱換気システムの運用を開始し、そのことが新聞報道された同年 8 月 28 日頃には、本市の一般市民において、相当の注意力を持って調査をすれば、客観的にみて監査請求をするに足る程度にその対象とすべき財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたというべきであり、請求人の請求が 1 年を経過したことの「正当な理由」は認められない。

なお、請求人は、(株) キーマンの存在を知ることができたのは、平成 27 年 11 月 4 日付けの新聞報道によるところであると主張しているが、盾津東中学校体育館における地中熱換気システムの整備に係る工事請負契約の相手方及び工事代金の支払先は甲社であり、(株) キーマンは当該工事の下請業者として参加しているものの、市の行った財務会計上の行為には、直接の当事者ではないので、これをもって「正当な理由」とはいえない。

#### イ 新障害児者支援拠点施設への導入について

本件についても、平成 26 年 10 月 14 日に締結された新築機械設備工事に係る契約の中に「地中熱換気システム」の整備が含まれており、財務会計上の行為にあたる工事請負契約の締結日である平成 26 年 10 月 14 日から、住民監査請求日である平成 28 年 2 月 15 日までの間に 1 年 4 か月を経過していることから、「契約の締結」を違法不当であるとする住民監査請求は却下することが相当である。

一方、請求人は、新障害児者支援拠点施設における地中熱換気システムの整備に関し、現在、公金の支出は行われていないものの、契約に基づき支出が将来予測され、市が損害を被る恐れがあるので公金の支出を差し止めるなど必要な措置を講じることを請求してお

り、「公金の支出」という財務会計行為については却下とせず判断を行うこととした。

新障害児者支援拠点施設の職員室における地中熱換気システムの整備については、盾津東中学校体育館に地中熱換気システムを導入する際の効果に係る調査を踏まえて、イニシャルコストは多額であるものの、整備後には光熱水費等のランニングコストの軽減が図れ、何よりも温室効果ガスの排出抑制を図ることができるなどの効果がみられることから、新障害児者支援拠点施設という、幅広い年齢層の市民が利用する市の新しい施設の整備にあたり、環境に配慮したシンボリックな設備機器として地中熱換気システムを整備することとした。また、関連する予算や契約案件は、市議会における審議を経て、議決されたものである。

さらに、同様の換気システムを体育館に設置している盾津東中学校では、同校教員から「一時のクールダウンには十分である。」と、同システムは有用性があるものとの評価が得られている。

以上のことから、新障害児者支援拠点施設に地中熱換気システムを整備することが、市長の裁量権の逸脱・濫用とはいえず、違法又は不当な支出とは判断できない。

以上の判断から、「**第1 監査の請求 3 請求の要旨 1 請求の要旨**」中、(3)アについては却下し、その余の請求項目については、請求人の主張には理由がないので請求を棄却することとした。